

環境法政策レポート

DAIKAN

CONTENTS	「環境法政策を読む」	・・・ 1
	2016年6月25日から2016年7月24日までに公布された主な環境法令	・・・ 4
	2016年6月25日から2016年7月24日までに公表された今後施行を予定されている主な環境法令	・・・ 4
	2016年6月25日から2016年7月24日までの主な行政情報	・・・ 4
	2016年6月25日から2016年7月24日までの主な裁判情報	・・・ 7
	2016年6月25日から2016年7月24日までの主なニュース	・・・ 7

「環境法政策を読む」廃棄物処理制度見直し 3

中央環境審議会循環型社部会廃棄物処理制度専門委員会
第3回

循環型社会形成の一層の推進に向け、廃棄物の排出抑制や適正な処理等に関する事項等について、必要な検討を行う審議が進められており、6月30日第3回では、関係者ヒアリングの2回目、①一般社団法人 日本経済団体連合会、②公益社団法人 全国都市清掃会議、③愛知県のヒアリングが実施された。次回以降、ヒアリング結果等を踏まえて論点整理を進めながら、追加のヒアリングを予定している。

□ 関係者ヒアリング（廃棄物処理法に係る要望要約）

1. 産業界[一般社団法人日本経済団体連合会]

(1) 廃棄物処理法（運用を含む）の見直しに向けた考え方

1) 手続の効率化、電子化

- ①自治体により異なる書式の統一：各種申請書類、報告書等の書式の統一
- ②各種手続の見直し、簡素化：実態に即した手続の導入
- ③電子マニフェストの制度の見直し・活用：運搬・処分終了報告期間（3日以内）の延長、処理業の許可と電子マニフェストシステムにおける廃棄物の分類の統一（例：鉛蓄電池）
- ④廃棄物処理法に係る情報の電子化：紙による申請・管理から電子申請・管理に抜本的に移行すべく、1～2年かけて検討・実施

2) 広域的、効率的な処理の推進

- ①広域認定制度の見直し：申請手続の効率化
- ②県外産業廃棄物流入規制の撤廃・見直し：搬入先の都道府県等で必要とされる事前協議の見直し

3) 実効ある制度体系の検討

- ①排出事業者が優良産廃処理業者に委託するインセンティブの設定

4) 企業体制の変化等への対応

①企業が分社化した場合の取扱い：例外措置として自ら処理とみなし、業の許可を不要とすべき

(2) 循環型社会の形成に向けた将来的な課題

1) 中間処理の効率化：一般廃棄物の効率的な中間処理の推進に向けた検討

2) 廃棄物処理熱の有効利用：廃棄物処理に付随して発生する熱の一層の有効利用

2. 地方自治体[公益社団法人全国都市清掃会議]

(1) 排出者責任の徹底

国において、一般廃棄物処理に関し、適正処理の重要性、排出者としての責任や役割等を自治体に周知徹底する。自治体や業界団体の協力を得て、説明会や研修会を行うなどにより、周知を図る。

(2) 廃棄物該当性

違法な不用品回収業者、解体家屋の残置物、引っ越しゴミ、遺品整理、家の片づけごみ（ハウスクリーニング）等においては、廃棄物になったものは一般廃棄物であり、一般廃棄物として適正処理を行う必要がある。

国において、関連の通知や不適正事案への対応策などの事例集を作成し、市町村に周知する。市町村担当者に対して、説明会を行う。

(3) 有害物、危険物（適正処理困難廃棄物）

市町村での取組事例を自治体間で共有するとともに、市町村の施設や技術では処理が特に難しい有害物・危険物については、適正処理やEPRの観点から製造事業者や業界による協力・自主回収などを検討する。

(4) 規制緩和に関して

環境保全、適正処理の観点から、支障を生ずる恐れがある場合などは、当然規制が必要であり、場合によっては規制を強化していくことも必要。有害廃棄物、廃危険物など環境への影響がある廃棄物は、規制対象として議論すべきもの。

規制の見直しに関しては、環境保全・適正処理の確保を前提として議論すべきである。

(5) 水銀含有廃製品（一般廃棄物）の回収における課題

①分別収集：水銀使用の血圧計・体温計等については、分別区分が明確でない自治体もある。

水銀添加廃製品は、少なくとも不燃物として分別収集し、焼却すること無く、水銀を適正に回収する。

②退蔵品の回収：家庭内に退蔵されている不用となった水銀使用の血圧計・体温計などを集中的に分別回収し、水銀の回収など適正処理を行う。

③市民啓発とモデル事業の実施：モデル事業により水俣条約や水銀に関する市民への啓発や家庭に退蔵されている不用な水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計等を回収する

3. 都道府県[愛知県]

ダイコー（株）による廃棄物の不適正保管について、事案の対応を通じて感じた問題点

（1）悪意を持った隠蔽に対する対応

- ・ マニフェストの虚偽報告
- ・ 立入検査に対する偽りの説明
- ・ 無届け施設での保管

（2）排出事業者責任の履行

- ・ マニフェストの誤記入
- ・ 不十分な処理状況確認
- ・ 委託すれば排出事業者責任がなくなるとの誤った認識
- ・ 適正な処理料金での委託

（3）立入検査方法

- ・ チェック項目
- ・ 一連の処理過程の確認
- ・ 担当職員の能力向上

（4）法に基づく指導

- ・ 取消し処分を行うと、処理業者に対して発出した改善命令が無効となるとともに、処理業者が通知する「処理困難通知」が発出できなくなる。

【委員からの意見等】

○排出事業者が、優良産廃処理業者に委託するインセンティブの設定の案として「実地確認努力義務の見直し」が挙げられている。これが免除されれば、処理料に差が広がると期待できる。さらに、不適正処理があっても排出事業者の責任を問わない仕組みにすれば、差はもっと広がる。

■ 事業者における留意点

食品廃棄物の不適正な転売事案の再発防止のための対応については、農林水産省の食品リサイクル小委員会と環境省の食品リサイクル専門委員会の合同会合が開催され、検討されている。廃棄物処理にかかる対策として、①電子マニフェストの機能強化、②廃棄物処理業者の透明性と信頼性の強化、③排出事業者による転売防止対策の強化が挙げられている。具体的には、不正を検知する情報処理システムの導入等、行政による廃棄物処理業者への監視体制の強化、適正処理の強化と人材育成、食品事業者が取り組むべき措置の指針の見直し、食品関連事業者への要請やガイドラインの策定を目指している。「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断基準となるべき事項」の改定にあたっての基本的な考え方に、「食品廃棄物等をそのまま商品として転売・譲渡することが困難となるような措置」が示されている。一方で、再生利用事業者とのコミュニケーションの実施や信頼関係の構築が重要との意見も出されている。事業者として現行法についての課題とその論点整理に基づいて進められる議論の方向性に注視していく必要がある。